ＪＬ5579	129078	第十一大盛丸
ＪＬ6128	132955	日若丸
ＪＬ6144	133899	栄正丸
ＪＬ6238	133958	第八洋光丸
ＪＬ6281	134824	新宝勢
ＪＬ6359	135082	弥昌丸
ＪＭ5298	130389	第六大栄丸
ＪＭ5640	129468	宝栄丸
ＪＭ5826	130464	第七順永丸
ＪＭ5840	130496	第八順永丸
ＪＭ5864	131232	第八金生丸
ＪＭ5872	131299	第三ほうえい丸
ＪＭ6220	133487	げんかい
ＪＭ6436	135461	松寿丸

22. 5. 27	
22. 5. 13	
22. 5. 25	
22. 5. 7	
22. 5. 14	
22. 5. 25	
22. 5. 27	
22. 5. 11	
22. 5. 13	
22. 5. 13	
22. 5. 19	
22. 5. 7	
22. 5. 18	
22. 5. 28	

○国土交通省告示第七百十七号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A0510113	平成17. 2. 7	117901	第八十八慶運丸

○国土交通省告示第七百十八号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
28179	平成13. 12. 6	116320	潮風
A02131150	14. 7. 12	137152	エンタープライズ
A05151059	17. 7. 1	133487	げんかい
A09131011	0 21. 9. 29	131624	第八関東丸
A09161012	21. 4. 2	137143	オーシャンプリーズ
A09161229	21. 11. 4	134193	第五早矢丸

○東北地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月一日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百七十七号大館都市計画及び比内都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月六日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長メートル
後別　前　四〇・〇〇～四二・二〇　二・二〇
　　後　四〇・〇〇～四〇・〇〇　〇・〇〇　〇・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所　東京都北区滝野川六丁目七六番一三から同区滝野川六丁目七七番一まで

○関東地方整備局告示第二百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長メートル
後別　一四・二一～二三・〇八　一・一六四
　　後　二五・〇九～二六・二二　〇・一六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所　八王子市中野山王二丁目六九七番三から同市中野山王二丁目六〇七番二まで

○関東地方整備局告示第二百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間　図面縦覧場所
十六号	八王子市中野山王二丁目七一〇番二から同市中野山王二丁目五六九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月一日

○近畿地方整備局告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第三百九号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖西処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号